

独自に行う水質検査項目

独自に行う水質検査項目とは、水質基準項目および水質管理目標設定項目以外に当庁で行っている水質検査項目である。

項目	概要
1 濁度	濁質の多さを表す尺度。
2 色度	色付きの強さを示す尺度。
3 残留塩素	浄水処理工程で添加される物質で、強い酸化作用を有する。一定濃度以上存在することで効果を発揮するが、高濃度ではカルキ臭の原因となる。
4 pH 値	水の酸性度を示す数値で、7から値が離れるほど酸性あるいはアルカリ性が強いことを意味する。
5 味	味の種類。「異常でない」は、味がしないことを示す。
6 臭気	臭いの種類。「異常でない」は、塩素臭以外に臭いがしないことを示す。
7 総アルカリ度	水中に含まれる炭酸水素塩、炭酸塩または水酸化物などのアルカリ分を炭酸カルシウム量で換算して表したものの。
8 水温	採水地点における水温。
9 アンモニア態窒素	水中に含まれるアンモニウム塩あるいはアンモニア中の窒素である。
10 大腸菌	糞便汚染指標の一つで、動物の腸管内に生息している常在菌であり、浄水処理で短時間で死滅する。大部分は病原性を持たないが、一部下痢症や急性胃腸炎等を起こすものが存在する。
11 クリプトスポリジウム指標菌	原水のクリプトスポリジウム等による汚染を推定する指標となる細菌。当庁では大腸菌、糞便性大腸菌、腸球菌、嫌気性芽胞菌を検査対象としている。
12 クリプトスポリジウム	細菌やウイルス等に比べて塩素処理に対する抵抗性が高い原虫の一種であり、ヒトに寄生した場合はクリプトスポリジウム症と呼ばれる下痢症を引き起こす。
13 硫酸イオン	水中に溶存している硫酸塩中の硫酸イオンの量であり、高濃度で存在すると味が悪くなり、多量摂取で下痢症を引き起こすことがある。
14 全窒素(T-N)	全ての分子種で存在している窒素の総量であり、増えすぎると植物性プランクトンの異常発生を起し、アオコなどの原因となりえる。
15 全リン(T-P)	全ての分子種で存在しているリンの総量であり、増えすぎると植物性プランクトンの異常発生を起し、アオコなどの原因となりえる。
16 溶性ケイ酸	溶存しているケイ酸イオン濃度。
17 紫外線吸光度 E ₂₆₀	溶存している難分解性有機物量の指標。
18 クロロフィルa	植物の葉緑体に含まれる光合成色素であり、植物プランクトン量や富栄養化の指標となる。
19 プランクトン検査	プランクトンの生息状況に関する顕微鏡観察による調査。
20 ダイオキシン類(委託)	ダイオキシン類の量であり、環境汚染の指標となる。
21 放射性物質	放射性物質の総量。放射性セシウム、放射性ヨウ素を検査対象としている。
22 要検討PFAS	ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキササン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFN A)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質を検査対象としている。

令和8年4月1日作成